

質問票

(オーストラリアの憲法改正国民投票)

1. 憲法改正国民投票の制度

① 国民投票の一連のの流れ

- ・ 国民投票を行うための要件（憲法改正案の原案の国会の議決・政府の決定等）

要件はオーストラリア憲法第128条に規定されている。

https://www.aph.gov.au/-/media/05_About_Parliament/52_Sen/523_PPP/2023_Australian_Constitution.pdf?la=en&hash=D9117474455DBD5DDAA61E699329B64A598291C1

憲法改正案は、議会の各院の絶対多数で可決されなければならない、両院を通過してから2か月以上6か月以内に、憲法改正案は各州および準州において、下院議員の選挙投票資格を持つ選挙人に提起されなければならない。

ただし、どちらかの院がこのような憲法改正案を絶対多数で可決し、もう一方の院が否決または不成立、もしくは最初に可決した院が反対する修正案を可決した場合に、最初に可決した院が同一または次の会期において3か月以上経過した後に、もう一方の院が可決した修正案を付すかどうかにかかわらず、再び当初の憲法改正案を絶対多数で可決し、もう一方の院がその憲法改正案を否決または不成立、または修正案を可決した場合には、最初の院が最後に提案した憲法改正案を、その後の両院で可決された修正案を付すかどうかに関わらず、総督は各州および準州の下院選挙の投票権を有する選挙人に提起できる。

また、過半数の州において、投票する選挙人の過半数が憲法改正案を承認し、投票する全選挙人の過半数も同案を承認した場合、同案は国王の同意を得るために総督に提示される。

国民投票に付されなかった憲法改正案

https://www.aph.gov.au/About%20Parliament/House%20of%20Representatives/Powers%20practice%20and%20procedure/Practice7/HTML/Chapter1/7chap01_2_7.html#_ftnref158

過去には、両院の賛成要件を満たしているにもかかわらず、憲法改正案が国民投票に付されないことがあった。1965年には、両院で可決された2つの憲法改正案について総督による令状が発布されなかった。憲法の強行規定を無視しているのではないかという議論が起きたが、当時の首相は「我が国の法律当局の助言によれば、令状の発行を差し控えることは政府の権限に属する。」と述べた。

- ・ 投票期日の決定方法

1984年国民投票（手続き規定）法第7条

憲法改正案を選挙人に提出する際、総督は同案を選挙人に提起するための令状を発行することができる。

同法第8条

令状には選挙人名簿の締切日、国民投票の投票日（土曜日に限る）、令状の返還日が記載されるとともに、憲法改正案の写し等が添付される。

同法第9条

「投票簿締切り日および投票日」

- (1) 投票簿の締切日は、令状の発行の7日後。
- (2) 国民投票における選挙人の投票日は、令状の発行後33日以降58日以内に行われる。

2023年実施国民投票の令状：<https://www.aec.gov.au/Elections/referendums/files/writ-for-2023-referendum.pdf>

2023年に行われた国民投票の投票日は8月30日に首相により公表された。

<https://www.theguardian.com/australia-news/2023/aug/30/referendum-date-indigenous-voice-to-parliament-vote-australia-anthony-albanese>

・ 期日前投票の利用要件・期間・時間帯・選挙との取扱いの違い など

一般的には投票日の12日前に期日前投票所が開設される。(2023年国民投票では投票日の2週間前以降の最初の平日が祝日の州もあったため、週によっても異なっている。)

さらに、期日前投票所の投票可能時間帯及び日程は会場により違う。

投票前は以下のサイト上で確認できたが、現在は閉鎖している模様。

https://www.aec.gov.au/voting/ways_to_vote/

参考に地方紙に記載されていた一例を示す。

<https://www.portnews.com.au/story/8371843/our-guide-to-early-voting-in-the-2023-voice-referendum/>

ポートマッコリー期日前投票所	
① 住所：216 Hastings River Dr	
10/3 (火) ~6 (金)	8:30-17:30
10/7 (土)	9:00-16:00
10/9 (月) -10/12 (木)	8:30-17:30
10/13 (金)	8:30-18:00
② 住所：Grace Church, 2 Kingfisher Rd	
10/7 (土)	9:00-16:00
10/9 (月) -10/12 (木)	8:30-17:30
10/13 (金)	8:30-18:00

投票日当日、以下のいずれかの条件に該当する場合、早期投票所での投票ができる。

- ・ 選挙権がある選挙区の外にいる
- ・ 投票所から8キロメートル以上離れている
- ・ 旅行中である
- ・ 職場を離れて投票日に投票できない
- ・ 重病、体調不良、または近くに出産が迫っている（または誰かの世話をしている）
- ・ 病院の患者で、病院での投票ができない
- ・ 投票所に出席することを妨げる宗教的信念がある
- ・ 3年未満の刑期を務めているか、他の理由で拘留されている
- ・ サイレントエレクトー（※1）である
- ・ 自身の安全や福祉について合理的な恐れがある

※1：サイレントエレクトーとは

公開された選挙人名簿に住所が記載されると、本人やその家族の安全が危険にさらされると思われる場合、サイレントエレクトーとして登録し、事前投票や郵送による投票をできる制度。

https://www.aec.gov.au/Enrolling_to_vote/Special_Category/silent-electors.htm

なお、選挙との取り扱いについて調査の範囲内で違いは見受けられない。

② 投票権を有する者の要件

- ・ 年齢その他の要件

18歳以上のオーストラリア市民権を有するもの。

<https://www.aec.gov.au/referendums/learn/the-role-of-referendums.html>

または、1984年1月26日より前にオーストラリアの連邦選挙区に登録されたイギリス国民。

https://www.aec.gov.au/enrolling_to_vote/british_subjects.htm

- ・ 欠格事由（投票権を失う事由）の有無・内容 など

3年以上の刑期で服役している囚人は投票権を有しない。

<https://www.aec.gov.au/referendums/vote/prisons.html#:~:text=Why%20are%20prisoners%20who%20are,vote%20in%20a%20federal%20referendum.>

③ 投票方法

- ・ 郵便投票・在外投票など例外的な投票方法の有無・手続きの流れの概要・利用要件・選挙との取扱いの違い など

例外的な投票は以下のとおり。

https://www.aec.gov.au/Voting/ways_to_vote/

期日前に行うことができる例外的な投票

○期日前投票所での投票

①のとおり

○海外からの投票

海外からの投票は投票日の2週間前から投票日まで選ばれたオーストラリア大使館、領事館、高等弁務官事務所で行うことができるほか、郵便による投票を行うことができる。

○郵送による投票

郵送による投票申請を投票日の前の水曜日午後6時までにAECが受け取る必要がある。

申請の方法はオンラインによる申請のほか、申請様式の郵送、AEC事務所への持参、Webサイトへのアップロードにより可能。

郵送による投票申請後、投票用紙と郵便投票証明書（※2）、返送用封筒が送付され、投票日の18時までに記入をする必要がある。（期限内に記入していても投票日からAECに13日以内に到着する必要がある。）

<https://www.aec.gov.au/referendums/vote/postal-voting.html>

※2：郵便投票証明書とは

郵送による投票を記入する際に、投票簿に登録されている人に証人として投票者が自身で投票用紙に記載しているかを確認してもらうための書類。

○移動式投票所での投票

AEC（Australian Electoral Commission）の移動式投票所チームは、投票所に行けない多くの有権者を訪問し、オーストラリアのいくつかの居住ケア施設、遠隔地域、ホームレスシェルター、および刑務所を訪問する。移動式投票所は、選挙または住民投票期間中にオーストラリア全体で実施される。

<https://www.aec.gov.au/referendums/vote/mobile-polling-schedule.html>



過去の移動式投票所の開設の様子（AECフェイスブックページより）

○電話による投票

視覚障害のある有権者は、AEC（オーストラリア選挙委員会）の専用電話投票サービスを利用して投票ができる。また、南極に駐在している方々にも電話投票が利用可能。上記の条件を満たさない方々は利用できない。

投票日に行うことができる例外的な投票

○登録されている州または準州と別の州または準州の投票所における投票

選挙日に登録されている州または準州の外にいる場合、他の州の投票所で投票することができる。

なお、選挙との取り扱いについて調査の範囲内で違いは見受けられない。

④ 投票事務の管理執行

・ 管理執行主体

Australian Electoral Commission(オーストラリア選挙委員会) ※略称AEC

・ 選挙事務の管理執行主体との違い など

国政選挙についてもAustralian Electoral Commissionが管理執行主体となる。

⑤ 広報

・ 国（国会・政府）・地方公共団体（選挙管理委員会を含む）が広報を行う仕組み（日本の国民投票広報協議会に相当する仕組み）の有無・内容

AECによって以下の媒体により広報されていた。

- テレビ広告
- ラジオ
- 出版
- SNS（右画像）

<https://www.aec.gov.au/referendums/aec/advertising.html>

・ 広報の主体・方法に関する規制の有無・内容 など

広報の主体はAECである。



⑥ 国民投票運動（賛成・反対の勧誘行為）

・ 国民投票運動の期間・主体・方法・費用等に関する規制の有無・内容

国民投票運動に関する規制については以下のとおり。

- 国民投票運動を行う団体等の報告書の提出（国民投票（手続規定）法109条E,G）

国民投票支出期間（国民投票令状が発せられる6か月前から国民投票当日まで）に、開示基準額（16,300豪ドル）を超える支出・寄付のあった国民投票団体等は国民投票日から15週以内に支出の明細、受けた寄付の総額及び寄付者総数をAECに報告しなければならず、違反した場合60ペナルティユニットなどの民事罰が課される。（2023年10月現在1ペナルティユニットあたり313豪ドル）

AECは提出された報告書を「透明性登録簿」に登録し、投票日から24週以内に公開する義務がある。

<https://www.legislation.gov.au/Details/C2023C00069>

○国民投票に関し外国から影響を受けるリスク低減をするための措置（国民投票（手続規定）法109条J,L）

国民投票支出期間に、国民投票運動に使用されることを意図して、外国人が団体等に100豪ドル以上の贈与をした場合（贈与日等から6週間以内に、贈与相当額が連邦政府に送金される、贈与物や贈与相当額が贈与者に返還される場合などは除く）、当該外国人または団体等は100ペナルティユニット以下の罰金や、200ペナルティユニットなどの民事罰が課される。

国民投票運動を行う外国人が、国民投票運動への支出のために1会計年度に1,000豪ドル以上の負担又は資金調達を行った場合200ペナルティユニットなどの民事罰が課される。

<https://www.legislation.gov.au/Details/C2023C00069>

○適用回避に対する規制（国民投票（手続規定）法109条M）

国民投票（手続規定）法109条Division2.3.4の適用を回避しようとした根拠がある場合、選挙管理委員は計画の中止を通知し、通知が守られなかった場合200ペナルティユニットなどの民事罰が課される。

○選挙管理委員会の調査（国民投票（手続規定）法109条N）

選挙管理委員会は国民投票（手続規定）法パートVIII A（上記規制を含む109条B～109条ZA）の規定を遵守しているか評価するため関連する情報や文書を有していると思われる個人に対して通知により資料の提供を求めることができる。

通知の内容を履行しない場合、6か月の禁固または10ペナルティユニットあるいはその両方が課される。

○記録の保持（国民投票（手続規定）法109条U）

国民投票（手続規定）法109条Division2,3に基づく正確な申告を行うための記録を国民投票支出については投票日から5年、贈与については贈与が行われた日から5年の間保持しなければならない。違反した場合は200ペナルティユニットの民事罰などが課される。

○政府による国民投票運動への資金提供の禁止

国民投票(手続規定)法第11条の規定により政府は国民投票運動に対し支出をすることができない。

ただし、中立的な一般市民教育等、普及活動に関しては支出を妨げないとしているが、法案に関する賛成または反対する論点を扱ってはならないとしている。(次期下院選の投票日までの時限措置)

<https://www.legislation.gov.au/Details/C2023C00069>

○6メートルルール(国民投票(手続規定)法131条)

投票日においても国民投票運動をすることはできるが、投票所の半径6メートル以内ではいけない。違反した場合5ペナルティユニットが課される。

<https://www.aec.gov.au/referendums/campaign/campaign-material.html>

○放送禁止期間(ブラックアウト期間)(1992年放送サービス法)

投票日の前の木曜日から投票が終わるまで、放送事業者(TV放送、ラジオ放送、コミュニティ放送、有料TV放送の免許を有する者など)が国民投票に係る広告をしてはいけない規制。

ソーシャルメディアは含まれない。

<https://www.legislation.gov.au/Details/C2022C00079>

・ 政党等の国民投票運動に対する公営制度の有無・内容

国民投票運動に対して政府による資金提供は上述のとおり規制されているが、1999年に行われた国民投票においては、双方の支持団体に対し、寄付を受けない条件で750万豪ドルの資金提供をした。

<https://www.abc.net.au/news/2022-11-29/no-public-money-for-yes-or-no-referendum-campaigns-burney-confir/101712992>

・ 選挙運動の規制との違い など

罰則が設けられている規制の範囲内では、以下の点において違いがあった。

- ・ 選挙運動における重要な第三者(Significant Third Party)の登録制度(連邦選挙法287F条)

重要な第三者とはその会計年度または過去3年会計年度のいずれかで選挙活動に対して25万ドルを超えた支出をした者、または当該会計年度における選挙活動への支出が開示基準額(※3)以上で、前会計年度中の選挙支出がその年の収入の少なくとも3分の1を占める者、またはその会計年度中に個人または団体が選挙活動に対して支出すること

を目的に資金調達を行い、開示基準額以上となる者についてはAECへ登録する必要がある。

https://www8.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/cth/consol_act/cea1918233/

※3：開示基準額は会計年度ごとに変更され、2023年7月～2024年6月は16,300豪ドルである。

https://www.aec.gov.au/parties_and_representatives/public_funding/threshold.htm

このほか罰則のある規制の範囲内では罰則の金額等に差異はあるものの、規制されている事項の違いは調査の範囲内で見当たらなかった。

⑦ 国民投票の効果

・ 憲法改正案が成立するための要件

憲法改正案が成立するための要件は2要件あり、「ダブルマジョリティ」と呼ばれている。

○全体票のうち賛成が過半数以上となること。

○準州を除いた6州のうち過半数以上の4州以上で州内の票のうち賛成が過半数以上となること。

・ 最低投票率制度（一定以上の投票率を成立要件とする制度）の有無・内容 など

調査の範囲内では見受けられなかった。

⑧ ①～⑦以外で特筆すべき事項

オーストラリアにおける国民投票への投票は義務であり、AECによって投票が確認できなかった場合、なぜ投票しなかったかについて有効かつ十分な理由を提供するか、20ドルの罰金を支払う必要がある。（選挙と同様）

2. 憲法改正国民投票の結果

・ 国全体・年代別・地域別の賛否・投票率の状況

賛成票 39.94% 反対票60.06%

州ごとの投票結果

州	賛成	賛成割合	反対	反対割合	無効票	投票率
ニューサウスウェールズ州	2,058,764	41.04	2,957,880	58.96	57,285	90.83%
ビクトリア州	1,846,623	45.85	2,180,851	54.15	39,038	91.03%
クイーンズランド州	1,010,416	31.79	2,167,957	68.21	27,266	88.27%
南オーストラリア州	417,745	35.83	748,318	64.17	11,478	91.70%
西オーストラリア州	582,077	36.73	1,002,740	63.27	13,454	87.53%
タスマニア州	152,171	41.06	218,425	58.94	3,967	92.04%
北部特別地域	43,076	39.7	65,429	60.3	820	71.46%
首都特別地域	176,022	61.29	111,192	38.71	2,237	91.36%
全国	6,286,894	39.94	9,452,792	60.06	155,545	89.95%

国全体の投票率 89.95% (小数点第3位四捨五入)

登録者数 17,671,784人

投票者数 (11/2時点) 15,895,231人

投票者内訳 賛成 6,286,894人

反対 9,452,792人

無効票 155,545人

上記のとおりすべての州において反対票が上回り、首都特別地域のみが賛成が過半数を超えた。

以下のURLを参考により地域ごとの投票結果を見ると、南オーストラリア州、ノーザンテリトリーを除いた州都周辺においては賛成票が過半数を超えている。

<https://www.abc.net.au/news/2023-10-14/how-your-electorate-voted-on-the-voice-results/102956942>

(年代別の投票結果については調査の範囲内で見つからなかった。)

・ 結果に対する国民の受け止め (社説・論評など報道ベースで可) など

今回の国民投票に関して、賛成派からは「差別主義者が反対したわけではなく、憲法に記載するよりもより良い方法があると感じて反対をした。」や「今回の結果が先住民との和解の拒絶を意味することはなく、彼らの生活の改善に対して反対していることはない。」との意見があった。

また、野党が反対の支持をしたことで、道徳的な問題が政治的な問題へと認識が変わったとの声もある。

さらに、SNS上で誤った情報が急速に広まったことを敗因とする意見もある。

<https://www.abc.net.au/news/2023-10-16/why-the-voice-failed/102978962>

反対派からは「ボイスに関する国民投票はアボリジニには発言権が無いという嘘の上に成り立っており、そもそも実施するべきではなかった。」との意見もあった。

アルバニー首相は「民主的なプロセス」を尊重すると述べ、「アボリジニとトレス海峡諸島の人々が直面してきた不利益は、国内で隅に置かれてきたことが多かったが、国民投票と政府により正しい方向に向けた」と述べた。

ダットン野党党首は今回の結果について「私たちの国にとっていいことである」と述べ、「先住民コミュニティにおける児童性的虐待に関する委員会の実施と、先住民プログラムへの支出に関する監査の実施を約束する」とした。

3. 憲法改正国民投票で問題となった事案

- ・ 投票事務の管理執行主体がミスをした事案
- ・ 国民投票運動の規制等の各種規制に違反した事案
- ・ 制度上の不備・課題として報道された事案 など

アルバニー首相が8月30日に投票日を発表したことを受け、9月初めより西オーストラリア州自由党は有権者に対し党のWebサイト上で郵送による投票申請の機会を提供したが、総督の令状によって正式に国民投票の実施が決定される前であった。AECは自由党に対し違法性はないものの、今後同様の対応を取らないよう通知した。また、総督の令状の発行日である9月11日以前に提出された郵送による投票申請用紙は無効となった。

<https://www.theguardian.com/australia-news/2023/oct/09/indigenous-voice-to-parliament-referendum-liberal-party-apologises-postal-ballots>

賛成派による期日前投票所の外に設置された看板がAECの公式ブランドを同じ紫色を使用したことや、×印を記載した投票用紙は無効票となるにも関わらず、SNS上に挙げた画像が×を強調していることから、AECは非難をした。



<https://www.thenewdaily.com.au/news/politics/australian-politics/2023/10/04/yes-voice-support-polling>